

令和4年9月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ネ)第1273号 損害賠償請求控訴事件 (原審 神戸地方裁判所平成31年(ワ)第488号)

口頭弁論終結日 令和4年7月8日

5 判 決

控訴人 (一審原告)	医 療 法 人 再 生 未 来
同訴訟代理人弁護士	小 松 陽 一 郎
同	中 原 明 子
同	原 悠 介
10 同	千 葉 あ す か

被控訴人 (一審被告)	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構
同訴訟代理人弁護士	高 島 浩
同	高 橋 弘 毅
15 同	平 田 尚 久
同	井 口 奈 緒 子

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を大阪地方裁判所に移送する。

20 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、116万7012円並びにうち113万3325円に対する令和3年2月10日から、うち3万3687円に対する令和3年
25 4月29日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

以下で使用する略称は、特に断らない限り、原判決の例による。

1 本件は、免疫細胞（マクロファージ）を活性化させるG c M A F（ジーシーマフ。Gc Protein-derived macrophage activating factor）と呼ばれる物質を合成し大量生産する方法を開発するため、被控訴人に研究を委託する契約（本件契約）を締結した控訴人が、被控訴人の理事である研究者（以下「本件研究者」という。）により発明された活性型G c M A Fを合成する新たな方法（本件発明）が、本件契約に基づく研究（本件受託研究）により得られた成果物であることを前提として、本件研究者個人が本件発明を単独で特許出願したことが、被控訴人による本件契約上の協議義務の違反等に当たる旨主張して、被控訴人に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、本件発明に係る特許無効審判請求に要した費用等の合計116万7012円及びうち113万3325円に対する催告の日の翌日である令和3年2月10日から、うち3万3687円に対する催告の日の翌日である同年4月29日から各支払済みまでそれぞれ年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人に控訴人主張に係る本件契約上の協議義務違反等の債務不履行があるとは認められないとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。なお、上記出願後、本件発明に係る特許を受ける権利は被控訴人に承継されて特許出願人の名義は被控訴人に変更され、原審審理中に本件発明に係る特許権が被控訴人を特許権者として設定登録された。

2 争いのない事実等は、原判決「事実及び理由」中の第2の2（原判決2頁12行目から5頁末行まで）のとおりであり、争点は、同3（原判決6頁2行目から同頁5行目まで）のとおりであり、当事者の主張は、同4（原判決6頁7行目から14頁13行目まで）のとおりであるから、これらを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 本件の訴状（以下「本件訴状」という。）に記載された「請求の原因」は、

別紙のとおりであり、原審における審理経過及び判断内容は、概要以下のとおりである。

(1) 原審は、本件訴訟における争点を、①本件契約（14条）の内容と被控訴人の負う協議義務、②控訴人には被控訴人との共同研究に参加しなかったという債務不履行があるため、本件契約14条に基づく権利行使が信義則に反するか、③控訴人に生じた損害の有無、損害額と整理した。

(2) 被控訴人は、争点①において、本件発明が本件契約に基づく本件受託研究の成果に含まれない旨主張した。すなわち、本件受託研究は、被控訴人がGcMAFを大量合成する手法を網羅的に探索する業務を請け負ったのではなく、控訴人関連会社の役員が保有する知見をも参考に、2ステップ（①ヒトの血液を用いず、培養細胞を用いて不活性型Gc-Proteinを合成、②これを構成する二つの糖鎖（Gal（ガラクトース）及びSA（シアル酸））を、酵素の作用により切断）を経る方法によって活性型GcMAFを生成する方法を研究するというものであるのに対し、本件発明は、被控訴人の本件研究者が控訴人関連会社の役員が保有する知見を使用せずに独自に研究を続行した結果、CHO細胞（チャイニーズハムスター卵巣由来細胞）を特殊な培養条件下で合成し、酵素処理を要することなく1ステップで活性型GcMAFを生成することを可能としたものであるから、本件発明は本件受託研究の成果に含まれず、本件契約14条に基づく権利義務関係が問題とされる余地はない旨主張した。

(3) 原審は、争点①について、本件契約14条2項については、「被控訴人は、前項の知的財産権を被控訴人が承継した場合には、控訴人に対して相当の対価と引換えにその全部を譲渡するものとする。」との内容が合意されたものと認定した上で、同条1項に基づく被控訴人の協議義務の内容は、上記認定を前提として控訴人と協議を尽くす必要があったとし、被控訴人が同協議義務を尽くしたか否かを判断する前提として、本件受託研究が、2ステップ

(①ヒトの血液を用いず、培養細胞を用いて不活性型G c - P r o t e i n
を合成、②これを構成する二つの糖鎖 (G a l (ガラクトース) 及びS A
(シアル酸)) を、酵素の作用により切断) を経る方法によって活性型G c
M A F を生成する方法を研究するというものか、又は、本件発明のように、
5 特定の細胞を特殊な培養条件下で合成し、酵素処理を要することなく1ステ
ップで活性型G c M A F を生成する方法に関する研究をも含むものかといっ
た点について、本件受託研究の範囲が2ステップで酵素処理を行うG c M A
F の合成方法の点に限られるとはいえないから、1ステップで活性型G c M
A F が合成する方法に係る本件発明が本件受託研究の成果でないということ
10 はできないとする一方、本件発明について控訴人と被控訴人との間で十分協
議がされていると認められるから、被控訴人に、本件契約14条1項及び2
項の協議義務違反があったとは認められないとして、控訴人の請求を棄却し
た。

2 ところで、民訴法6条1項は、「特許権」「に関する訴え」については、東
15 京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属する旨規定し、同条3項本文は、
東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が第1審として審理した「特許権」「に関
する訴え」についての終局判決についての控訴は東京高等裁判所の管轄に専属
する旨規定し、さらに知的財産高等裁判所設置法2条が、上記訴えは、同法に
20 基づき東京高等裁判所に特別の支部として設置された知的財産高等裁判所が取
り扱う旨規定している。上記各規定の趣旨は、「特許権」「に関する訴え」の
審理には、知的財産関係訴訟の中でも特に高度の専門技術的事項についての理
解が不可欠であり、その審理において特殊なノウハウが必要となることから、
その審理の充実及び迅速化のためには、第1審については、技術の専門家であ
る調査官を配置し、知的財産権専門部を設けて専門的処理態勢を整備している
25 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属させることが適当であり、控
訴審については、同じく技術の専門家である調査官を配置して専門的処理態勢

を整備して特別の支部として設置した知的財産高等裁判所の管轄に専属させることが適当と解されたことにあると考えられる。

そして、このような趣旨に加え、民訴法6条1項が「特許権」「に基づく訴え」とせず「特許権」「に関する訴え」として、広い解釈を許容する規定ぶり
5
にしていることも考慮すると、「特許権」「に関する訴え」には、特許権そのものでなくとも特許権の専用実施権や通常実施権さらには特許を受ける権利に関する訴えも含んで解されるべきであり、また、その訴えには、前記権利が訴訟物の内容をなす場合はもちろん、そうでなくとも、訴訟物又は請求原因に関係し、その審理において専門技術的な事項の理解が必要となることが類型的抽象的に想定される場合も含まれるものと解すべきである。
10

なお、専属管轄の有無が訴え提起時を標準として画一的に決せられるべきこと（民訴法15条）からすると、「特許権」「に関する訴え」該当性の判断は、訴状の記載に基づく類型的抽象的な判断によってせざるを得ず、その場合には、実際には専門技術的事項が審理対象とならない訴訟までが「特許権」「に関する訴え」に含まれる可能性が生じるが、民訴法20条の2第1項は、「特許権」
15
「に関する訴え」の中には、その審理に専門技術性を要しないものがあることを考慮して、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において、当該訴訟が同法6条1項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を
20
避けるため必要があると認めるときは、管轄の一般原則により管轄が認められる他の地方裁判所に移送をすることができる旨規定しているのであるから、この点からも、上記「特許権」「に関する訴え」についての解釈を採用するのが相当である。

3
そこで、以上に基づき本件についてみると、本件訴状の記載によれば、本件
25
が、本件契約の債務不履行に基づく損害賠償の訴えとして提起されたものであることは明らかであるが、訴状によって控訴人が主張する債務不履行に基づく

損害賠償請求は、本件発明が、本件契約に基づく研究（本件受託研究）により得られた成果物であるのに、被控訴人がこれを本件研究者個人の発明であり控訴人と共同出願することは出来ないとして、本件研究者単独で特許出願した行為が、本件契約14条1項に規定する「被控訴人は、本件研究の実施に伴い発明等が生じたとき・・・は、控訴人に通知の上、当該発明等に係る知的財産権の取扱いについて控訴人及び被控訴人が協議し決定するものとする。」との協議義務に違反し、また、控訴人が権利の承継について希望していたにもかかわらず、被控訴人が控訴人と協議を行うことなく本件研究者による特許出願を強行した行為が、本件契約14条2項に規定する「被控訴人は、前項の知的財産権を控訴人が承継を希望した場合には、控訴人に対して相当の対価と引き換えにその全部を譲渡するものとする。」との義務にも違反し、その結果、控訴人が本件発明に係る特許権を取得できなくなったことで余儀なくされた出捐をもって損害と主張するものである。

ところで、前者の本件契約14条1項の規定は「知的財産権」について規定しているが、本件では、未だ特許がされていない特許出願された段階の本件発明の取り扱いについて争われているから、本件発明に係る「特許を受ける権利」が同項にいう「知的財産権」に含まれることを前提に同項違反が主張されているものと解されるし、また、後者の本件契約14条2項の規定関係についても、ここで控訴人が主張している権利は、上記同様、本件発明に係る特許を受ける権利と解されるから、ここでも同権利が同項にいう「知的財産権」に含まれることを前提に同項違反が主張されているものと解されるのであって、いずれも、特許を受ける権利が本件の請求原因に関係しているといえる。

そして、控訴人は、本件発明に係る特許権を取得できなくなったことで余儀なくされた出捐をもって、上記各条項違反を理由とする債務不履行により生じた損害と主張し、その賠償を被控訴人に求めているのであるが、本件訴状の記載によれば、被控訴人は、本件発明に係る特許を受ける権利が本件受託研究に

より得られた成果物でないことを理由として、本件研究者のした特許出願が本件契約14条1項、2項の債務に違反しないと争っていることが認められるから、本件訴状からうかがえる債務不履行に基づく損害賠償請求の成否は、本件発明が本件受託研究により得られた成果物であるか否かが争点として判断されるべきことが見込まれ、その判断のためには、本件発明が本件受託研究の成果物に含まれるかという専門技術的事項に及ぶ判断をすることが避けられないものと考えられる。

したがって、本件は、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟として訴訟提起された事件であるが、その訴状の記載からは、その争点が、特許を受ける権利に関する契約条項違反ということで特許を受ける権利が請求原因に関係しているといえるし、その判断のためには専門技術的な事項の理解が必要となることが類型的抽象的に想定されることから、本件は「特許権」「に関する訴え」に含まれると解するのが相当である（なお、前記1(3)のとおり、原審は、控訴人主張に係る債務不履行の成否を判断する前提問題として、本件発明が、被控訴人が本件契約に基づき協議義務を負うべき本件受託研究の成果物に含まれるか否かの争点に関して、本件受託研究が、2ステップ（①ヒトの血液を用いず、培養細胞を用いて不活性型Gc-Proteinを合成、②これを構成する二つの糖鎖（Gal（ガラクトース）及びSA（シアル酸））を、酵素の作用により切断）を経る方法によって活性型GcMAFを生成する方法を研究するというものか、又は、本件発明のように、特定の細胞を特殊な培養条件下で合成し、酵素処理を要することなく1ステップで活性型GcMAFを生成する方法に関する研究をも含むものか、といった専門技術的事項にわたると考えられる事項について審理判断をしている。）。

4 そうすると、大阪府内に主たる事務所を有する控訴人と神戸市内に主たる事務所を有する被控訴人との間における、控訴人の被控訴人に対する債務不履行の損害賠償請求である本件は、管轄の一般原則によれば債務の義務履行地であ

る控訴人の主たる事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所又は被控訴人の主たる事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所が管轄権を有すべき場合であるから、本件訴訟は、民訴法6条1項2号により大阪地方裁判所の管轄に専属するというべきであって、神戸地方裁判所において言い渡された原判決は管轄違
5 いの判決であって、取消しを免れない。

第4 結論

よって、民訴法309条により、原判決を取り消し、本件を管轄裁判所である大阪地方裁判所に移送することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

10

裁判長裁判官

15

森 崎 英 二

裁判官

20

植 田 智 彦

25

裁判官

渡 部 佳 寿 子

別 紙

請 求 の 原 因

第 1 当事者

1 原告

原告は、がん免疫治療を行うクリニックなどを運営する医療法人である（甲1）。

2 被告

被告は、後述の本件契約締結時点においては、公益財団法人先端医療振興財団という名称であり、平成30年4月1日に公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に名称を変更した。被告は、再生・細胞治療の研究開発等を事業とする公益財団法人である（甲2）。

3 訴外 P 1 氏

訴外 P 1氏は、被告の理事であり、被告において先端医療研究センター長の地位に就いている（甲3）。後述の本件契約においては、研究総括の役割を担い、本件契約に基づく受託研究（以下「本件研究」という。）を行っていた中心人物であり、被告の窓口として、原告とのやりとりを行っていた。

第 2 本件契約の締結

1 本件契約締結に至る経緯

原告は、平成22年ころから、人の血清や牛の初乳に含まれるタンパク質から免疫細胞（マクロファージ）を活性化させるGcMAFと呼ばれる物質を作り出して治療に用いてきた。GcMAFは免疫細胞を活性化させる物質であり、癌・B型肝炎・C型肝炎・ヘルペス・インフルエンザ・肺炎・結核・EBウイルス感染症等多くの疾患に効果があり、かつ副作用も非常に少ないものとして

注目されているが、原告が運営するクリニックでは、マクロファージ活性化療法として、GcMAFを治療に用いている（甲4）。これまでの方法では、人あるいは動物由来の検体に含まれるタンパク質からGcMAFを作り出していたが、原告の理事長であるP2（以下「原告理事長」という。）は、将来的には、これらの検体によらずに、GcMAFを合成するというアイデアをかねてから有しており、その方法を模索していた。このようなGcMAFの合成は非常に専門性が高いものであり、原告のみで研究を進めるのは限界があるため、原告理事長は、原告との共同研究の実績がある徳島大学の教授であり、原告の関連会社である再生ファーマ株式会社の取締役でもある訴外P3氏

に相談を行った。訴外P3氏自身は、かかるタンパク質合成技術に関する知見を有していなかったが、それを専門とする訴外P1氏を原告理事長に紹介した。その後、原告理事長、訴外P3氏及び訴外P1氏との間で協議を行い、上記の研究に向けた話を進めていった。

2 本件契約の内容

上記やりとりを踏まえ、最終的に、原告及び被告は、平成28年4月1日、原告を委託者、被告を受託者として、後述の内容の研究受託契約（以下「本件契約」という。）を締結した（甲5）。上記のような経緯から明らかなように、本件契約は、活性型GcMAFを合成して大量に生産するための方法を開発することを目的として締結されたものであった。

(1) 受託研究の題目等（2条）

研究題目 がんの統合的医療のための生化学的研究

研究目的 生化学的な基礎研究を通じて癌の統合的医療の発展に寄与すること

研究内容 培養細胞によるタンパク質の大量発現システムの技術支援、培養細胞の機能解析に関する技術支援

研究に要する経費 金 780 万円

研究期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(2) 知的財産権の帰属 (14 条)

被告は、本委託研究の実施に伴い発明等が生じたとき、及び被告が原告から開示された秘匿すべき技術上の情報等により発明等が生じた時は、原告に通知の上、当該発明等にかかる知的財産権の取扱いについて原告及び被告が協議し決定するものとする (同条 1 項)。

被告は、前項の知的財産権を被告が承継を希望した場合には、原告に対して相当の対価と引き換えにその全部を譲渡するものとする (同条 2 項)。

なお、14 条 2 項では、文言上は「被告が承継を希望した場合」と規定されている。しかし、もともと本件契約は、原告が、活性型 G c M A F を合成して大量に生産することで自らの事業に活用することを想定していたものであり、原告理事長、訴外 P 3 氏、訴外 P 1 氏の間では、本件研究から発生した知的財産権を最終的に原告に帰属させることが合意されていた。かかる点を踏まえると、同条項は正しくは「原告が承継を希望した場合」と記載されるべきものであり、「被告が」というのは誤記である。

(3) 契約の解除又は解約 (19 条)

被告は、原告が研究経費を所定の納付期限まで納付しないときは、本契約を解除することができる (同条 1 項)。

原告及び被告は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 14 日以内には是正されないときは本契約を解約することができるものとする。

- ① 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- ② 相手方が本契約に違反したとき

(4) 損害賠償 (20 条)

原告又は被告は、19 条に掲げる事由及び原告、被告、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、そ

の損害を賠償しなければならない。

(5) 契約の有効期間(22条)

本契約の有効期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする(同条1項)。

本契約の失効後も、(中略)第14条から第18条、第20条(中略)の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する(同条2項)。

以上のとおり、22条2項によれば、前述の14条1項に基づく義務は、本契約終了後も、当該発明等にかかる知的財産権が消滅するまで有効に存続するものとされているから、現在まで有効に存続しているものといえる。

また同様に、前述の20条に基づく損害賠償義務についても、現在まで有効に存続しているものといえる。

第2 被告による本件契約上の義務違反

1 本件研究に関する経緯

(1) 本件研究における成果

本件研究は、平成28年4月1日の本件契約締結以降、訴外P1氏、訴外P3氏、原告理事長及び原告が運営する細胞培養センターの責任者である訴外P4氏の4名で打ち合わせをしながら進められたが、平成29年9月ころには、被告(訴外P1氏)から原告に対して、研究について一定の成果が出た(CHO細胞を用いてGcMAFの合成ができることが確認されたが、これに活性があるのかについてさらに調べる必要がある)旨の報告があった。従前は、活性型GcMAFを調製するためには、Gcタンパク質を酵素処理した上で、糖鎖切断をするという工程が必要であったが、CHO細胞を用いてGcMAFの合成ができれば、このような工程が必要なくなるものであり、合成されたGcMAFに活性があ

るかについてさらに調査が必要であったものの、特殊なタンパク質であるG cMAFを合成することができたことは高い評価に値する成果であった。原告は、上記報告を受け、被告（訴外P 1氏）に対して、ある程度目途が立てば特許出願を行いたいという意向を伝えていたが、被告（訴外P 1氏）からは、CHO細胞を用いたG cMAFの合成の発明は特許として非常に弱いという発言があった。

(2) 原告と被告間の面談経過

平成29年11月ころには、原告は、訴外P 3氏を通じ、CHO細胞を用いて合成したG cMAFに活性があったとの情報を得た。この成果を踏まえて、被告（訴外P 1氏）は、原告に対し、重要な話があるとして面談を持ちかけ、平成29年11月21日に原告と被告（訴外P 1氏）との間で面談が行われた。この面談において、被告（訴外P 1氏）は、突如として、CHO細胞を用いたG cMAFの合成に関する発明（以下「本件発明」）は、訴外P 1氏個人の発明であり、被告が出願する形を取らざるを得ない、そこに原告の名前を載せることはできない、契約上の受託研究内容は、あくまでG cMAFの基礎的な機能解析であり、合成法ではないから、原告との共同出願とすると、被告から、受託を受けていない研究をしたと言われて、自分自身が罰せられてしまう、さらには、原告は一切研究をしていないなどと、極めて一方的な言い分を縷々申し述べた。これに対して原告は、訴外P 1氏の主張は、本件契約締結の経緯や本件契約の趣旨に照らしても到底承服できるものではないこと、本件発明は、そもそも原告理事長のアイデアを端緒としてはじまった本件研究に由来するものであり、当然、原告も権利を保有することができるはずであるなどと反論したが、結局十分な議論がなされないまま物別れに終わった。

その後、被告（訴外P 1氏）と原告は、平成30年1月9日に打ち合わせを行ったが、その際にも、訴外P 1氏は、本件特許は、訴外P 1氏個人の発

明であり、出願を行う旨を一方的に宣言した。そして、財団から出願しないのは、財団から出願すると、その特許を企業などに利用させることになるので、自分が個人で出願して再生未来を守るなどとの持論を述べた。しかしながら、訴外P 1氏が述べた内容は、原告にとって到底納得できるものではなかったため、原告は、平成29年11月21日と同様の反論を述べた上で、仮に特許出願するのであれば、訴外P 1氏、訴外P 3氏、訴外P 4氏及び原告理事長の4名の共同出願とすべきであり、それ以外での出願は一切認められないとの意向を強く伝えた。

(3) 訴外P 1氏による単独出願

ところが、訴外P 1氏は、平成29年11月21日の面談において、本件発明にかかる知的財産権の取扱いについて、原告との間で実質的な協議はなく、何ら決定もしていなかったにもかかわらず、平成29年12月ころには、本件発明に関し、秘密裡に訴外P 1氏個人での特許出願を行っていたことが後日訴外P 1氏の発言から判明した。

2 被告による本件契約上の義務違反等

以上のとおり、被告は、本件発明が本件契約に基づく受託研究に伴って生じたものであるにも関わらず、一方的に、訴外P 1氏個人の発明であり、原告と共同出願することはできないと申し述べて、本件発明につき訴外P 1氏個人が単独で特許出願するに至っており、被告は、本件契約14条1項が定める、本件発明にかかる知的財産権の取扱いについて原告と協議する義務を不正かつ不当に履行せず、また、当該義務に違反したものと見える（本件契約19条2項）。

さらに前述のとおり、本件契約14条2項では、被告は、原告が承継を希望した場合には、原告に対して相当の対価と引き換えに本件発明にかかる権利の全部を譲渡するものとされているのであるから、被告は、原告が本件発明にか

かる権利の承継を希望した場合には、被告において訴外P 1氏からその権利を取得し、原告に対し、相当の対価と引き換えに当該権利の全部を譲渡しなければならないところ、被告は、原告が訴外P 1氏による単独出願に対し、明らかに反対の意向を示し、権利の承継を希望していたにもかかわらず、原告との協議を行うことなく、訴外P 1氏による単独出願を強行したものである。したがって、被告は、本件契約14条2項が定める義務にも違反したものと見える。

このように、被告が本件契約14条1項及び2項に違反したこと、並びに、訴外P 1氏が単独出願を強行したことにより、原告には後述の損害が生じたものであるから、「相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をし」（本件契約19条2項1号）又は「相手方が本契約に違反し」（同2号）、あるいは「乙（被告）、研究担当者が故意又は重大な過失によって」、相手方（原告）に損害を与えたものと見える（本件契約20条）。

以上より、被告は、原告に対し、本件契約19条2項、14条1項及び2項並びに20条に基づき、被告の本件契約違反あるいは被告及び訴外P 1氏の行為により原告に生じた損害について賠償義務を負う。

3 損害及び因果関係

上述のとおり、原告は、本件発明にかかる権利を取得することができなくなった。原告が、本件発明にかかる特許権を取得できなければ、特許権者の許諾がない限り、原告は、本件発明に基づく方法でGcMAFの合成を行うことができなくなる。そのため、原告は、GcMAFを合成するための別の方法を開発する必要が生じた。前述のとおり、GcMAFの合成は非常に専門的な分野であり、原告単独でこれを行うことができなかつたため、原告は、平成30年1月以降、別のパートナーを探すこととし、最終的に立命館大学総合科学技術研究機構とこれを行うこととし、原告と立命館大学総合科学技術研究機構は、平成31年2月14日に、「マクロフェージ活性化因子（GcMAF）大量発

現システムの構築に向けた技術指導」を目的として、技術指導契約書を締結した（甲6）。そして、原告は、同機構から必要な技術指導を受けるため、上記契約に基づき、技術指導費用として2019年（平成31年）4月1日から2021年3月31日までの2年間で合計金4000万円を負担することとなり、うち金2000万円を平成31年2月25日に同機構に対し支払った（甲7、8）。

また、上記契約締結に先立って、上記契約を締結するために、原告は、平成30年1月31日に、立命館大学に対して、金2000万円を寄附金として支払った（甲9）。

原告の上記支出は、被告の本件契約違反あるいは被告及び訴外P1氏の行為により負担せざるを得なくなった損害であるから、被告の本件契約違反あるいは被告及び訴外P1氏の行為と当該損害との間に因果関係があることは明らかである。

第3 求釈明事項

上述のとおり、原告は、被告から本件発明に関する特許出願の詳細について何ら知らされていないことから、原告は、被告に対して、本件発明に関する出願内容及び出願手続の進捗の詳細について釈明を求める。

第4 結論

よって、原告は、被告に対し、被告による本件契約の債務不履行あるいは被告及び訴外P1氏の行為に基づく損害賠償請求権として、金4000万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上